

2022年3月30日

株主各位

東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイホールディングス
代表取締役社長 眞野 定也

第30期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第30期定時株主総会において下記のとおり報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

1. 第30期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。

なお、定款変更の内容は別紙のとおりであります。

第2号議案

取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり、眞野定也、中山宏一、塩田卓也、吉野勝秀の4名が選任され、それぞれ就任いたしました。

以上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第6条の2 <u>当社</u> の単元株式数は、100株 とする。	(単元株式数) 第6条の2 <u>当会社</u> の単元株式数は、100株 とする。
(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業 報告、計算書類および連結計 算書類に記載または表示をす べき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法 で開示することにより、株主 に対して提供したものとみな すことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第13条 当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容 である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるも のの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付 請求をした株主に対して交付す る書面に記載しないことができ る。
(選任方法)	(選任方法)

<p>第 38 条 <u>会計監査役人</u>は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第 38 条 <u>会計監査人</u>は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(配当金の除斥期間等) 第 45 条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間等) 第 45 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 13 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下、「施行日」といいます。)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>